

リスク分担表 新旧対照表

旧リスク分担表

No	リスクの種類	リスクの内容	本市	事業者
1	共通	募集関連書類	●	
2		応募費用		●
3		本市事由による入札締結の遅延、締結不能	●	
4		事業者事由（下請業者を含む。以下、本表において同じ。）による契約締結の遅延、締結不能		●
5		契約締結 事業契約に関する議会承認が得られない場合の契約締結の遅延、締結不能（ただし、事業者事由によるものを除く）	●	●
6		行政 本市の政策転換による事業開始遅延・事業中断・事業契約解除等	●	
7		税制度 事業者の利益に係る税制度の新設・変更等		●
8			消費税の変更	●
9		法制度 本事業に直接関わる法制度の新設・変更等（許認可・公的支援制度の新設・変更等を含む。）	●	
10			上記以外のもの	●
11		許認可 (制度変更は法制度リスクを含む)	事業者が取得すべき許認可の未取得、取得遅延・失効	●
12			上記のうち、本市が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの	●
13			本市が取得すべき許認可の未取得・取得遅延・失効	●
14			上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの	●
15		公的支援制度 (制度廃止や条件変更等は法制度リスクを含む)	本市が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更	●
16			上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの	●
17		住民対応 本事業の実施自体に係る周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅延、条件変更、費用の増大等	●	
18			事業者が実施する業務に起因する住民対応（NO17以外の事由による住民運動等含む）	●
19		環境問題 調査、設計、建設、維持管理等の事業者が実施する業務における騒音、振動、地盤沈下、有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関する対応		●
20		第三者賠償 事業者の事由による第三者への賠償		●
21			本市の事由による第三者への賠償	●
22			上記以外の第三者等の事由による第三者への賠償	●※ ₂
				●※ ₂

新リスク分担表

赤字は修正箇所

No	リスクの種類	リスクの内容	本市	事業者
1	共通	募集関連書類	●	
2		応募費用		●
3		本市事由による入札締結の遅延、締結不能	●	
4		事業者事由（下請業者等を含む。以下、本表において同じ。）による契約締結の遅延、締結不能		●
5		契約締結 事業契約に関する議会承認が得られない場合の契約締結の遅延、締結不能（ただし、事業者事由によるものを除く） 上記以外の事由により事業契約に関する議会承認が得られない場合の契約締結の遅延、締結不能	●※ ₁	●※ ₁
6		行政 本市の政策転換による事業開始遅延・事業中断・事業契約解除等	●	
7		税制度 事業者の利益に係る税制度の新設・変更等 法人税率の変更等、事業者の利益に課される税制度の変更によるもの		●
8			P F I 事業に直接関係する法令に基づく税制度の変更による増減	●
9			サービス対価の支払いに係る消費税法の変更によるもの	●
10			本事業整備施設の取得及び所有に関する税制度の変更による増減	●
11		消費税の変更上記以外の、本事業のみならず、広く一般的に適用される税制の変更や新税の導入等		●
12	法制度	本事業に直接関わる法制度関係する法令の新設・変更等（許認可・公的支援制度の新設・変更等を含む。 税制度及び付帯事業に係る制度に係るものを除く ）によるもの	●	
13		上記以外のもの（ 税制度及び付帯事業に係る制度に係るものを除く ）		●
14	許認可取得遅延・失効等許認可（制度変更は法制度リスクを含む）	事業者が取得すべき許認可の未取得、取得遅延・失効		●
15		上記のうち、本市が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの	●	
16		本市が取得すべき許認可の未取得・取得遅延・失効	●	
17		上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		●
18	公的支援制度の獲得不可等（制度廃止や条件変更等は法制度リスクを含む）	本市が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更	●	
19		上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		●
20	住民対応	本事業の実施自体に係る周辺住民等の反対運動、要望等による計画遅延、条件変更、費用の増大等	●	
21		事業者が実施する業務に起因する住民対応（ NO17以外の事由による住民運動等含む ）		●
22	環境問題	調査、設計、建設、維持管理等の事業者が実施する業務における騒音、振動、地盤沈下、有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関する対応		●
23	第三者賠償	事業者の事由による第三者への賠償		●
24		本市の事由による第三者への賠償	●	
25		上記以外の第三者等の事由による第三者への賠償	●※ ₂	●※ ₂

リスク分担表 新旧対照表

旧リスク分担表

No	リスクの種類	リスクの内容	本市	事業者
23	不可抗力	戦争、天災、暴動等の不可抗力による事業の中断・中止に伴う設計・建設・維持管理に係る費用の増加その他の損害	●※2	●※2
24	金利変動	設計・建設期間（基準金利の確定時点まで）の金利変動	●	
25		維持管理期間中の金利変動 ※一定周期で基準金利の見直しを予定		●
26	物価変動	維持管理開始までの物価変動（インフレ・デフレ）に伴う事業者の費用の増減	▲※ ₃	●※ ₃
27		維持管理期間中の物価変動（インフレ・デフレ）に伴う事業者の費用の増減	▲※ ₃	●※ ₃
28	資金調達	本市の資金調達に関するもの	●	
29		事業者の資金調達に関するもの		●
30	要求水準・性能	事業者の実施する設計、建設、維持管理の性能未達や契約不適合、不履行によるもの		●
31	インフラ供給	事業者の事由によるもの		●
32		本市の事由によるもの	●	
33	業務の一時中止	本市の事由による事業の中断・中止	●	
34		事業者の事由による事業の中断・中止		●
35	契約解除	本市の事由による事業契約解除に伴う損害	●	
36		事業者の事由による事業契約解除に伴う損害		●
37	設計、建設・工事監理段階（解体・撤去を含む）	測量・調査	●	
38		事業者が実施した、又はすべき測量・調査に関するもの		●
39		設計	●	
40		事業者の設計に係る契約不適合による費用の増大、工期の遅延等		●
41		地下埋設物		●
42		予め想定し得ない地下埋設物の顕在化による対応費用の増加や工期の遅延等	●	

新リスク分担表

赤字は修正箇所

No	リスクの種類	リスクの内容	本市	事業者
25	不可抗力	戦争、天災、暴動等の不可抗力による事業の中断・中止に伴う設計・建設・維持管理に係る費用の増加その他の損害 不可抗力（戦争、天災、暴動等の本市と事業者のいずれの責にも帰すことのできない自然的又は人為的な現象で通常予見ができないもの（要求水準等を超えるものに限り、法令変更、付帯事業に係る制度に係るものを除く））による設計・建設・維持管理に係る費用の増加その他の損害	●※2	●▲※2
26	金利変動	設計・建設期間（基準金利の確定時点まで）の金利変動基準金利確定前の金利変動に関するもの	●	
27		維持管理期間中の金利変動 ※一定周期で基準金利の見直しを予定基準金利確定後の金利変動に関するもの		●
28	物価変動	維持管理開始までの物価変動（インフレ・デフレ）に伴う事業者の費用の増減	▲※ ₃	●※ ₃
29		維持管理期間中の物価変動（インフレ・デフレ）に伴う事業者の費用の増減	▲※ ₃	●※ ₃
30	資金調達	本市の資金調達に関するもの	●	
31		事業者の資金調達に関するもの		●
32	要求水準・性能	事業者の実施する設計、建設、維持管理の性能未達や契約不適合、不履行によるもの		●
33	インフラ供給	事業者の事由によるもの		●
34		本市の事由によるもの	●	
35	業務の一時中止	本市の事由による事業の中断・中止	●	
36		事業者の事由による事業の中断・中止		●
37	契約解除	本市の事由による事業契約解除に伴う損害	●	
38		事業者の事由による事業契約解除に伴う損害		●
39	設計、建設・工事監理段階（解体・撤去を含む）	測量・調査	●	
40		事業者が実施した、又はすべき測量・調査に関するもの		●
41	設計	本市が提示した条件の誤りや要求事項の変更等の本市の事由による設計変更に伴う費用の増大、工期の遅延等	●	
42		事業者の設計に係る契約不適合による費用の増大、工期の遅延等		●
43	地下埋設物	予め想定し得る地下埋設物の顕在化による対応費用の増加や工期の遅延等		●
44		予め想定し得ない地下埋設物の顕在化による対応費用の増加や工期の遅延等	●	

リスク分担表 新旧対照表

旧リスク分担表

No	リスクの種類	リスクの内容	本市	事業者
43	土壌汚染	土壌汚染に起因するといえない対応費用の増加や工期の遅延等		●
44		土壌汚染に起因する対応費用の増加や工期の遅延等	●	
45	用地確保	建設に要する資材置き場の確保に関すること		●
46	工事費用増大	提示条件の誤りや本市の追加指示等の本市の事由による工事費の増大	●	
47		事業者の見積りの誤りや下請け・雇用者の不正行為等の事業者の事由による工事費の増大		●
48	工期遅延	本市の事由による工期の遅延	●	
49		事業者の事由による工期の遅延		●
50	計画変更	施設完成前に本市が発案した軽微な変更		●
51		施設完成前に本市が発案した追加的な費用負担を伴う軽微とはいえない変更	●	
52		施設完成後に本市が発案したレイアウト等の変更・改修	●	
53	引渡前施設損害	本市の事由による施設の損害	●	
54		事業者の事由による施設の損害		●
55		上記以外の第三者等の事由による施設の損害（ただし、No. 23 不可抗力の場合を除く）	▲※4	●
56	工事監理	工事監理の不備によるもの		●
57	一般的損害	設備・原材料の盗難、事故による第三者への賠償等に関するもの		●
58	引渡手続	施設の引渡しの手続に伴う諸費用に関するもの		●
59	維持管理段階	維持管理費用増大	●	
60				
61	供用開始の遅延	本市の事由による供用開始の遅延	●	
62		事業者の事由による供用開始の遅延		●
63	支払遅延	本市の事由による事業者へのサービスの対価の支払遅延・滞納	●	

新リスク分担表

赤字は修正箇所

No	リスクの種類	リスクの内容	本市	事業者
45	土壌汚染	土壌汚染に起因するといえない対応費用の増加や工期の遅延等調査資料等で予見できる土壌汚染による対応費用の増加や工期の遅延等		●
46		土壌汚染に起因する対応費用の増加や工期の遅延等調査資料等で予見できない土壌汚染による対応費用の増加や工期の遅延等	●	
47	用地確保	建設に要する資材置き場の確保に関すること		●
48	工事費用増大	提示条件の誤りや本市の追加指示等の本市の事由による工事費の増大本市の責めに帰すべき事由（提示条件、指示の不備や要求水準の変更等）による建設工事費の増大	●	
49		事業者の見積りの誤りや下請け・雇用者の不正行為等の事業者の事由による工事費の増大		●
50		不可抗力による建設工事費の増大	●	▲※2
51		上記以外の要因による建設工事費の増大		●
52	工期遅延	本市の事由による工期の遅延	●	
53		事業者の事由による工期の遅延		●
54	計画変更	施設完成前に本市が発案した追加的な費用負担を伴う軽微とはいえない変更（事業者の責めに帰すべき事由によるものを除く）	●	
55		施設完成後に本市が発案したレイアウト等の変更・改修（事業者の責めに帰すべき事由によるものを除く）	●	
56	引渡前施設損害	本市の事由による施設の損害	●	
57		事業者の事由による施設の損害		●
58		上記以外の第三者等の事由による施設の損害（ただし、No. 23 不可抗力の場合を除く）	▲※4	●
59	工事監理	工事監理の不備によるもの		●
60	一般的損害	設備・原材料の盗難、事故による第三者への賠償等に関するもの		●
61	引渡手続	施設の引渡しの手続に伴う諸費用に関するもの		●
62	維持管理段階	維持管理費用増大	●	
63				
64	供用開始の遅延	本市の事由による供用開始の遅延	●	
65		事業者の事由による供用開始の遅延		●
66	支払遅延	本市の事由による事業者へのサービスの対価の支払遅延・滞納	●	

リスク分担表 新旧対照表

旧リスク分担表

No	リスクの種類	リスクの内容	本市	事業者
64	計画変更	本市の事由による事業実施条件の変更	●	
65		事業者の事由による、又は事業者の提案・要望による事業実施の変更に関するもの		●
66	情報漏洩	本市の事由による個人情報や守秘義務情報の外部流出	●	
67		事業者の事由（ただし、事業者の事由であると否とを問わず事業者の業務に伴って生じたものを含む）による個人情報や守秘義務情報の外部流出		●
68	セキュリティリスク	施設のセキュリティに関するもの	▲※5	●
69	施設損害	事業者の事由による施設の損害		●
70		本市の事由による施設の損害	●	
71		第三者（複合施設の利用者を含む）による、施設の損害	●	▲※6
72	什器備品等の損傷リスク	本市の責めに帰すべき事由による什器備品等の破損、紛失、盗難	●	
73		事業者の責めに帰すべき事由による什器備品等の破損、紛失、盗難		●

新リスク分担表

赤字は修正箇所

No	リスクの種類	リスクの内容	本市	事業者
67	計画変更	本市の事由による事業実施条件の変更	●	
68		事業者の事由による、又は事業者の提案・要望による事業実施の変更に関するもの		●
69	情報漏洩	本市の事由による個人情報や守秘義務情報の外部流出	●	
70		事業者の事由 （ただし、事業者の事由であると否とを問わず事業者の業務に伴って生じたものを含む） による個人情報や守秘義務情報の外部流出		●
71	セキュリティリスク	施設のセキュリティに関するもの	▲※5	●
72	施設損害	事業者の事由による施設 （什器備品等を含む） の損害		●
73		本市の事由による施設 （什器備品等を含む） の損害	●	
74		第三者（複合施設の利用者を含む）による、施設 （什器備品等を含む） の損害	●	▲※6
72	什器備品等の損傷リスク	本市の責めに帰すべき事由による什器備品等の破損、紛失、盗難	●	
73		事業者の責めに帰すべき事由による什器備品等の破損、紛失、盗難		●

リスク分担表 新旧対照表

旧リスク分担表

No	リスクの種類		リスクの内容	本市	事業者
74	利用者対応 リスク		本市が実施する業務の利用者の苦情や トラブル対応等	●	
75			上記以外の業務の利用者の苦情やトラ ブル対応等		●
76	利用者事故 リスク		本市の事由による事故	●	
77			事業者の維持管理業務に関して発生す る事故		●
78	施設契約不 適合		事業契約に規定する契約不適合責任期 間中に見つかった施設の瑕疵		●
79			事業契約に規定する契約不適合責任期 間後に見つかった施設の瑕疵	●	

80	事業終了 段階	事業の終了 手続	事業期間終了に伴う業務移管、事業会 社清算等の事業者が実施すべき事業の 終了手続の不備による損害		●
----	------------	-------------	--	--	---

※1：契約締結に至らない場合や契約締結が遅延した場合、それまでに本市、事業者各々にかかった費用及び契約遅延により生じる費用は基本協定書(案)において提示する。

※2：詳細は事業契約書(案)において提示する。

※3：物価変動等に一定以上の下落又は上昇があった場合には調整を行う。詳細は事業契約書(案)において提示する。

※4：第三者による複合施設竣工に伴う市への所有権移転前の施設損害について、市に帰責性がある場合、該当部分については市の負担とし、それ以外は事業者の負担とする。

※5：原則として事業者の負担とするが、本市職員の施錠忘れ、鍵の紛失による不法侵入等に伴う被害のリスクについては、本市の負担とする。

※6：第三者による事業終了に伴う業務移管手続前施設損害について、事業者に帰責性がある場合、該当部分については事業者の負担とし、それ以外は市の負担とする。

新リスク分担表

赤字は修正箇所

No	リスクの種類		リスクの内容	本市	事業者
75	利用者対応 リスク		本市が実施する業務の利用者の苦情や トラブル対応等	●	
76			上記以外の業務の利用者の苦情やトラ ブル対応等		●
77	利用者事故 リスク		本市の事由による事故	●	
78			事業者の維持管理業務に関して発生す る事故		●
79	施設契約不 適合		事業契約に規定する契約不適合責任期 間中に見つかった施設の瑕疵		●
80			事業契約に規定する契約不適合責任期 間後に見つかった施設の瑕疵	●	
81	付帯 事業 運営 段階	付帯事業	付帯事業の実施に係るすべてのリスク ※7		●
82	事業終了 段階	事業の終了 手続	事業期間終了に伴う業務移管、事業会 社清算等の事業者が実施すべき事業の 終了手続の不備による損害		●

※1：契約締結に至らない場合や契約締結が遅延した場合、それまでに本市、事業者各々にかかった費用及び契約遅延により生じる費用は基本協定書(案)において提示する。

※2：詳細は事業契約書(案)において提示する。

※3：物価変動等に一定以上の下落又は上昇があった場合には調整を行う。詳細は事業契約書(案)において提示する。

※4：第三者による複合施設竣工に伴う市への所有権移転前の施設損害について、市に帰責性がある場合、該当部分については市の負担とし、それ以外は事業者の負担とする。

※5：原則として事業者の負担とするが、本市職員の施錠忘れ、鍵の紛失による不法侵入等に伴う被害のリスクについては、本市の負担とする。

※6：第三者による事業終了に伴う業務移管手続前施設損害について、事業者に帰責性がある場合、該当部分については事業者の負担とし、それ以外は市の負担とする。

※7：付帯事業に係るすべてのリスクはNo81によることとし、その他の規定は適用しない。